重機暴走事故で娘を亡くした井出様の裁判と加害者（被告）の主張【交通事故被害者】

すでに死亡したのだから、病院での付き添い看護費用や病院までの交通費は支払わない - よくそんなこと言えるな！



第２　被告らの主張

１　付添費用

本件事故が発生したのは平成３０年２月１日午後３時５３分ころで（甲１），亡安優香が死亡したのが，同時刻の午後３時５３分ころである（甲２）。亡安優香は，大阪赤十字病院救急救命センターに搬送されたときには，すでに死亡していたのである。近親者が，亡安優香の看護のために付き添う必要性はなく，付添費用は認められない。

- 医師が死亡診断をしていないのにかかわらず、「病院到着時にはすでに死亡していた」「よって病院付き添い費用は支払わない」だと！
- 本当に加害者（原告）がそんなことを行っているのか！！損保会社（三井住友海上）が言っているのでは？
- 加害者や損保会社は社会倫理としてこのような発言をして良いのか？
- これを黙って聞いている裁判官の質はどうなのか？他の裁判質疑からも彼らの質は明らかに低下していると断言できる（西田眞基裁判長、すでに退官）
- 24時間全力で救急救命に取り組む医療チームの努力をなんと思っているのか！？

「健常者の４割」聴覚障害者の「逸失利益」 - すぐに健常者の６割は妥当と主張の変更

「健常者の６割は妥当か」聴覚障害者の「逸失利益」めぐる訴訟が結審（ABCニュース） - Yahoo!ニュース

聴覚障害の女児死亡事故訴訟“逸失利益で差別”と父親が訴え｜NHK 関西のニュース

いのちの格差　障害のある人の「逸失利益」をめぐって - 記事 | NHK ハートネット

『聴覚障害者には、9歳の壁、9歳の峠、という問題がある - 教育学研究「シュタイナーの教育方法論の特質」のこと？障がい者のことを書いたものではない！

ドイツ改革教育学(Deutsche Reformpadagogik)に属するとされるシュタイナーの教育方法論1)は,この課題の解決のための示唆を与えてくれると考えられる.なぜなら,彼の教育方法論は,人間の発達という視座を,人間の「調和的な育成」(Harmonische Ausbildung)の根幹に据えているからである.
しかもアメリカのギンスバーグ(I.H.Ginsburg)も,「シュタイナーの世界観の細部は今日の議論にとって不適切なものである2)」と批判してはいるものの,彼の発達観それ自体をピアジェ(J. Piaget)のそれと比較しながら,「今日でも十分に通用するものは,(シュタイナー一の一引用者註)発達段階の考え方である3)」と高く評価しているからである.
シュタィナーは,人間の発達を一貫した観点から捉えたうえで,子どもの発達過程を,およそ7年おきに,幼児期と児童期と青年期に区分している.そして彼は,各発達期に固有の課題と教育方法を提唱している

- _pdfから抜粋（著作権者許諾）

弁護士（三井住友の顧問弁護士） ― 誤った引用を裁判に持ち出すな！ふざけるな！

報道

Youtube 一般社団法人 事故車損害調査協会DAA

【前編】重機暴走事故で娘を亡くした両親が知ってほしいこと【交通事故被害者】**New!**

内容ログ（前編）

【後編】重機暴走事故で娘を亡くした両親が知ってほしいこと「三井住友海上取締役社長船曳真一郎氏が絶対に見るべき動画」**New!**

内容ログ（後編）

重機暴走事故で亡くなった聴覚障害者の賠償金は低くてもいいのか？**New!**

【前編】重機暴走事故で娘を亡くした両親が知ってほしいこと【交通事故被害者】 - あざらし情報局

【交通事故被害者救済DAAの考えが国会へ！【緒方林太郎衆議院議員】

参考

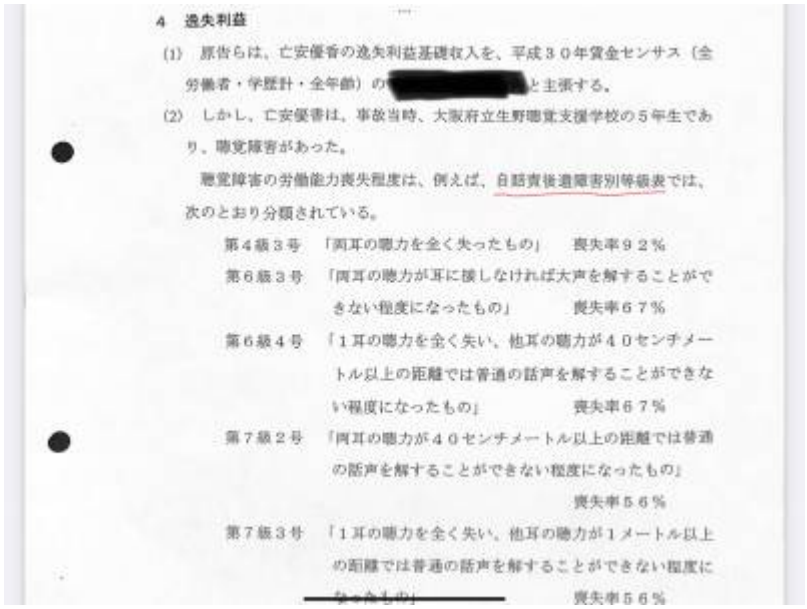
- https://www.asahi.com/ajw/articles/14849218
- Earnings of Disabled-Worker Beneficiaries
- s3.pdf|障害者差別が裁判で争われた事例
- 「障害者差別解消法」ってどんな法律？不当な差別的取り扱い、合理的配慮とは？問題点など解説します | DPI 日本会議
- いのちの格差　障害のある人の「逸失利益」をめぐって - 記事 | NHK ハートネット
- 日本弁護士連合会：障害のある人に対する差別を禁止する法律の制定を求める宣言

もどうぞ
リクエストフォーム、コメントユーザ名（ログイン名） * メールアドレス *
希望パスワード（省略可能） 質問など（省略可能）
人間の証明として、ボックス内の全ての文字を入力してください。 <?xml version="1.0"?>

QUX

この項目は空のままにして下さい：
送信

まだこんな損害保険会社と契約するの？
加害者になっても被害者になっても大変！



4　逸失利益

(1)　原告らは、亡安優香の逸失利益基礎収入を、平成３０年賃金センサス（全労働者・学歴計・全年齢）の[redacted]と主張する。

(2)　しかし、亡安優香は、事故当時、大阪府立生野聴覚支援学校の５年生であり、聴覚障害があった。

聴覚障害の労働能力喪失程度は、例えば、自賠責後遺障害別等級表では、次のとおり分類されている。

第４級３号　「両耳の聴力を全く失ったもの」　喪失率９２％

第６級３号　「両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの」　喪失率６７％

第６級４号　「１耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が４０センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの」　喪失率６７％

第７級２号　「両耳の聴力が４０センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの」　喪失率５６％

第７級３号　「１耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が１メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの」　喪失率５６％

誹謗中傷は法的手続きを講じます。正々堂々の議論をしましょう

From:
https://www.wvic.link/wv/ - 被害者の知識集成 - Wiki for Victim - 100人で一歩ずつ行きたい

Permanent link:
https://www.wvic.link/wv/doku.php?id=%E4%BA%A4%E9%80%9A%E4%BA%8B%E6%95%85:%E8%A3%81%E5%88%A4:%E6%B0%91%E4%BA%8B:%E8%A3%81%E5%88%A4%E3%81%A7%E3%81%AE%E4%B8%BB%E5%BC%B5&rev=1678426197

Last update: 2023/03/10 05:29